

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第2回茨木市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和2年2月19日(水) 午後2時00分 開会・午後3時45分 閉会
開催場所	茨木市役所 南館8階 特別会議室
会長	小幡 範雄
出席者	小幡 範雄、渡辺 信久、大島 一夫、的場 薫、松本 和久、喜多 浩美、森川 孝子、中井 猛夫、竹原 篤子、矢野 正、石津 久美子(11人)
欠席者	水木 真実子(1人)
傍聴人	1人
市	吉田産業環境部長、神谷産業環境部次長兼資源循環課長、中村環境事業課長、九鬼環境事業課課長代理兼業務係長、上村環境衛生センター所長、岸本資源循環課連携調整係長(6人)
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 産業環境部長挨拶 3 委員・市職員の紹介 4 会長・副会長選出 5 会長挨拶 6 会議の成立・議事の公開 7 議題 案件1 災害廃棄物処理計画(素案)について 8 議題 案件2 摂津市とのごみの広域処理について 9 議題 案件3 本市環境衛生センター長寿命化工事について 10 議題 案件4 本市の平成30年度ごみの排出量について 11 閉会

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会
	2 産業環境部長挨拶
	3 委員・市職員の紹介
	4 議長・副議長選出
	5 会長挨拶
事務局	これからの議事は、会長に議長を務めていただく。
	6 会議の成立・議事の公開
議 長	まず出席状況について、事務局より報告をお願いします。
事務局	審議会委員の出席状況は総数 12 名のうち出席 11 名、欠席 1 名という状況である。
議 長	過半数の委員が出席しているので規則により会議は成立している。議事進行にあたり、議事の公開について諮る。事務局から説明をお願いします。
事務局	本市では審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則とし、審議会等に諮ったうえで決定することとしている。この審議会は、平成 29 年度第 2 回会議で決定したとおり、会議を公開とし、審議に関して提出された資料も傍聴人に閲覧、開示することができるとしている。なお、会議録についても、議長に内容を確認いただいたうえで、ホームページ等で公開し、会議録中の委員の氏名は A B C で記述することとしている。会議の公開については、この決定に従った運用を行い、非公開とするべき案件が発生した場合、あらためて検討する。
議 長	公開を原則とし、非公開にする必要が生じたときは、随時協議させていただく。従って、今回の会議は公開とし、傍聴者への資料の閲覧を認める。また、会議録中の委員の氏名は伏せて公表することとする。 傍聴者はいるか。

事務局	傍聴者はいない。
議長	傍聴者なしということで、議事に移る。
事務局	7 議題 案件1 災害廃棄物処理計画（素案）について
議長	案件1について何か質問・意見はあるか。
委員A	全て網羅されているので、特に問題はないと思う。図表 3-1（災害廃棄物等全体の処理の流れ）では、生活ごみ・避難所ごみを全て収集運搬し、処理すると表記しているが、ごみの中で処理を急がないものについては、図表の中でも、一時集積所で保管しておくとして表記してはどうか。衛生状態の悪化をもたらすものは早く排除すべきだが、紙箱など一時的に保管していても害がないものもある。運び出すものに優先順位をつけることを意識づけることと緊急時でも計画を見ながら迅速に対応できるようにすることも考慮し、表記した方が望ましいのではないか。
事務局	ご意見を踏まえて、対応する。
議長	他に意見等はあるか。
委員B	図表 1-7（茨木市のごみ処理状況）について、網掛けのグラフが見づらい。また、図表 3-24（一時集積所での分別区分）についても、「不可」にのみ×がついているため、「可」にも○をつけるか、「不可」の×を取るなどして、表記を統一してほしい。
事務局	グラフや表も含め、分かりやすいように修正する。
委員C	市民が一時集積所という言葉を知れば、粗大ごみのごみ置き場が真っ先に浮かぶと思う。特に自治会未加入者や住民票を移していない方は、災害時の一時集積所と、平時の粗大ごみ置き場を混同してしまうのではないか。平時の粗大ごみとの扱いの違いを明確にした方が良いのではないか。
事務局	近年、災害が発生している各地において、勝手廃棄物置場が問題となっているが、事前に行行政からどの場所にどう分別するか周知がなかったため、発生した問題だと認識している。ご指摘のとおり、事前周知は課題解決に必要であると考えているため、重点を置いて周知方法を検討していきたい。また、その内容を本計画に記載するようにしたい。

議長	他に意見等はあるか。
委員A	他の地域でも見られたが、災害が発生した後、「便乗ごみ」の排出があった。便乗ごみについて、記載は必要ないのか。国の指針ではどうなっているのか。
事務局	災害ごみは、分別して仮置場に排出することとしているが、「便乗ごみ」と思しきものが家庭から搬入される、あるいは業者が、本来自ら処理すべきものを家庭から排出されたものとして搬入する可能性もあるので、監視員が注意するようにする。市からも被災者の方々に対して、ごみの分別の注意点等について周知を徹底する必要がある。「便乗ごみ」については、一昨年の地震でも課題として認知されていたので、それを踏まえ、注意喚起や広報、現場での指導の方法を考えていきたい。
議長	他に意見等はあるか。
委員C	平時でも、業者が事業系ごみを家庭系ごみの集積場所に捨てていくようなことがあり、自治会として困っている。市や警察に相談しても写真を撮る等の対応で、解決には至っていない。実際に災害時となると、混乱が起こることは明白なのではないか。現場に即した対応を求める。
委員A	計画には、「便乗ごみ」と表現すべきではない。一次仮置場等では、トラブルが起きやすいので、役割分担を日ごろから意識し、役割分担の内容を記載することが必要ではないだろうか。
委員D	災害廃棄物を考えるうえで、家庭から排出されるものと事業から排出されるものを明確に分けることは、災害の種類によっては難しいように思う。最終的には行政が責任を持って、すべて処理していかなければ、地域としての復興が進まない。
議長	「便乗ごみ」については、災害ごみを排出する際の注意点を市民へ周知することや一時集積所等で監督を徹底すること等を計画上に記載するという方向でよいか。
事務局	そのように記載する。
委員D	一時集積所や仮置場に集約されたごみについて、どの地域から収集し処理場に持っていくのか。収集を開始する地域の優先順位のようなものはあるのか。市内全域が被災した場合、道路状況を考慮すると、環境衛生センターに近いところから片付けが必要となり、山間部の地域や高槻市に近い地域は、比較的遅くなることが想定される。また、個人での環境衛生センターの持込については受け付けるのか。

事務局	個人のごみの持込は受付可能で、大阪府北部地震の際も受け付けていた。
事務局	市内全域が被災して幹線道路が通行不可になった場合、自宅から排出されるごみや避難所からのごみ、一時集積所からのごみが発生すると想定される。優先順位としては、腐敗するものを中心に収集すべきと考えているが、市の直営や委託業者のみでは収集が追いつかないと思われる。周辺の市や他の都道府県からの応援が必要となることを想定すると、環境衛生センターには相当な収集車が頻繁に出入りすると考えられるため、一般の方が乗用車やトラックで搬入することは難しいのではないかと。以上のことを踏まえると、被害の規模にもよるが、一時集積所や仮置場へ直接持ち込んでもらう方が、環境衛生センターまでの距離も考慮して、現実的と思われる。
委員D	大阪府北部地震の際は、通常の収集は行われていたのか。
事務局	発災後も通常の収集は行われていた。今回の災害廃棄物処理計画においても、資源物等の腐敗しないようなものよりも普通ごみ等の腐敗の可能性のあるものを優先的に収集していくという形になると考える。
委員D	地震よりも水害の方が収集運搬や処理が大変かもしれない。
事務局	水害の場合、ごみに加えて土砂が出てくると思われる。また、道路も通行止めになることが想定される。
議長	ハザードマップ等でも確認していただきたい。次回の審議会までには、仮置場・集積所等の場所等については決まっているのか。
事務局	被害の程度により、仮設住宅を建てなければならない場合も想定される。公園や学校のグラウンドを仮置場として決定してしまうと、被災者の仮設住宅が建てられなくなる。計画上では、具体的な場所の決定はせず、候補地として仮置場・集積所を想定することになる。
議長	この議題について、次回の審議会での議論は予定されているか。
事務局	新年度のパブリックコメントの前後に行う予定である。一回目の計画案の作成の段階で、個別の固有名詞ではなく、候補地の種類について提示できると考えている。
議長	他に何か意見等はあるか。

委員A	現在の保有しているトイレと非常用トイレ等の数で、例えば市民の 10 分の 1 の方が被災した場合に、何日間使用できるかの試算は可能か。
事務局	災害廃棄物処理計画は、災害時の対応を記載しているが、あわせて平時に備えるものを計画するためのものでもある。今後、必要な簡易的なトイレの数等を検討していきたいと考えているが、トイレを確保できた時点、時点で試算値は変わってくるので、現時点で計画に試算を乗せることは難しい。最終的に必要となる数を算定し、それを記述することになる。
議長	これまでの議論で挙げた課題を踏まえて修正するようお願いしたい。
8 議題 案件2 摂津市とのごみの広域処理について	
議長	事務局から説明をお願いします。 【案件2「摂津市とのごみの広域処理について」の資料説明】
議長	何か意見等はあるか。 (意見なし)
9 議題 案件3 本市環境衛生センター長寿命化工事について	
議長	事務局から説明をお願いします。 【案件3「本市環境衛生センター長寿命化工事について」の資料説明】
議長	何か意見等はあるか。 (意見なし)
10 議題 案件4 本市の平成30年度ごみの排出量について	
議長	事務局から説明をお願いします。 【案件4「本市の平成30年度ごみの排出量について」の資料説明】
議長	何か意見等はあるか。

委員A	<p>ごみの量が現在約 250 トン～300 トン/日で、施設の処理能力は 450 トン/日となっていることから、稼働率は約 60%ということが分かる。茨木市では 150 トン/日の炉が 3 炉という構成になっている。今回は予算の関係で長寿命化の方針となったが、もし建替となった場合、近年の傾向を踏まえると予算等の問題で 225 トン×2 の 2 炉構成になる可能性が高かった。3 炉であれば、ごみ量が少し増えたり減ったりしても、1 炉を休ませながら余裕をもって運転できる。大変大きなメリットであると思う。</p>
事務局	<p>摂津市との広域処理により、処理能力の余力を活用して更に効率的な運転が可能となると考えている。</p>
議長	<p>他に何か意見等あるか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>本日の審議会はこれで終了とする。</p>
	<p>11 閉会</p>